

資金の種類	資金の用途等	貸付条件				
		貸付限度額	貸付利率(注1)		償還期限 (据置期間)	
			保証なし	保証付き(注2)		
合理化計画(事業経営改善計画)						
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	素材生産のための作業道開設・改良費用、作業委託費、立木、素材又は製材等の購入代金、素材等の加工を行うのに必要な作業労賃等	1億円 特認2億円 特認4億円 特認5億円	短期運転資金 年1.60% (年1.50%) [年1.30%] 長期運転資金 年1.30% (年1.20%) [年1.00%]	短期運転資金 年1.20% (年1.10%) [年0.90%] 長期運転資金 年0.90% (年0.80%) [年0.60%]	短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間3 か月以上1年 以内)
	新規需要創出資金	木材の新規需要の創出に資する木材製品を生産するための素材等の購入代金、加工を行うのに必要な作業労賃等	1億円	短期運転資金 [年1.30%] 長期運転資金 [年1.00%]	短期運転資金 [年0.90%] 長期運転資金 [年0.60%]	
合理化計画(構造改善計画)						
構造改善合理化資金	木材高度加工資金	木材の高度加工を行うのに必要な作業労賃、素材の購入代金(JAS無垢材に限る)等、またはこれらの資金を借り受ける者に素材の供給を行うための素材生産実施費用等	1億円 特認2億円	短期運転資金 [年1.30%] 長期運転資金 [年1.00%]	短期運転資金 [年0.90%] 長期運転資金 [年0.60%]	短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間3 か月以上1年 以内)
	原木確保協定促進資金	原木の安定供給に関する協定等に基づく立木又は素材の購入代金、素材等の加工を行うのに必要な作業労賃等	3億円 林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額	短期運転資金 (年1.50%) [年1.30%] 長期運転資金 (年1.20%) [年1.00%]	短期運転資金 (年1.10%) [年0.90%] 長期運転資金 (年0.80%) [年0.60%]	
林業経営改善計画						
林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	造林に必要な作業労賃、苗木代、燃料費、作業委託費、素材生産の請け負わせを行うのに必要な資金等	5千万円 特認1億5千万円	短期運転資金 年1.60% 長期運転資金 年1.30%	短期運転資金 年1.60% 長期運転資金 年1.30%	短期運転資金 1年以内 長期運転資金
	伐採・造林一貫作業推進資金	素材生産及び造林を一貫的に行うための素材生産実施費用、造林に必要な作業労賃、苗木代等	1億円 特認2億円	短期運転資金 (年1.50%) [年1.30%] 長期運転資金 (年1.20%) [年1.00%]	短期運転資金 (年1.10%) [年0.90%] 長期運転資金 (年0.80%) [年0.60%]	5年以内 (据置期間1 年以内)

注1：貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率

注2：貸付利率における保証付きの利率は債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用される。